

高崎 充弘

第52回 デザイン賞と意匠登録の微妙な関係



[Profile]

東京大学工学部卒業後、三井造船入社。米国レンスラー工科大学で修士課程修了後、(株)エンジニアの前身である双葉工具に入社。2004年に同社代表取締役社長に就任。独自の「MPDP理論」によるニッポンのモノづくり立国を提唱している。

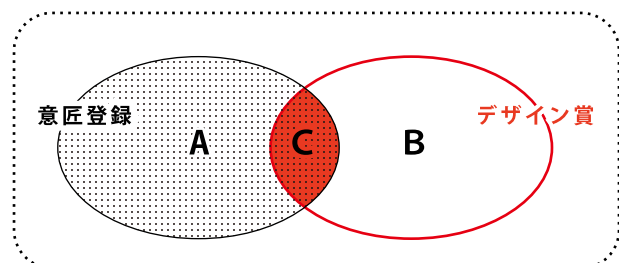
前号では日本企業のデザイン力について、iF design gold awardの受賞数の推移データなどを基に中小企業の飛躍の可能性と解決すべき課題をお話しさせていただきました。今回はデザイン賞の受賞と、意匠登録の意義および相関関係について考えてみたいと思います。

まずは図1のような集合モデルで考えてみます。「C」は意匠出願（登録）とデザイン賞エントリー（受賞）がともにできており、MPDP理論では理想の領域です。

「A」は意匠登録されているが、デザイン賞がない領域。受賞できるレベルのデザインなのにエントリーしないのはもったいない。もし他社が似たようなコンセプトの製品（意匠権侵害はなくても）で受賞してしまうとプロモーション的に不利です。一方で、この領域にはデザイン賞を受賞できるレベルとは言い難い意匠登録も多く存在しています。つまり、「A」の集合のなかで、デザイン賞で求められるような美感を起こさせる意匠かどうかによって、その後の対応が異なってきます。

「B」はデザイン賞あり、意匠登録なし。意匠登録の可能性のあるデザインであっても出願しなければ、法的な保護が得られず権利行使もできません。一方で、そも

図1 意匠登録とデザイン賞受賞に着目した相関



そも意匠登録の要件を満たしていないケースもあります。つまり、「B」の集合のなかで、新規性・創作非容易性があるかどうかで対応が異なってきます。

そこで図2では、「A」を美感の観点から「A1」と「A2」に、「B」を新規性・創作非容易性の観点から「B1」と「B2」に分けました。

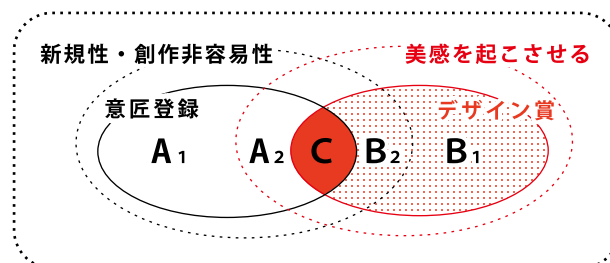
「A1」はデザイン賞で求められるような美感を起こさせるとはいえない意匠。特許出願との併用や、特許から意匠への変更で出願されるケースも実務上はかなり多いのではないのでしょうか？ これらはそもそもデザイン賞とは縁のない集合です。

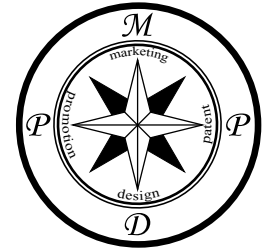
「A2」はデザイン賞にチャレンジすることで他社への牽制やプロモーションにつなげていただきたい意匠です。

「B2」は意匠登録の要件を満たしているのに、デザイン賞エントリーの前に意匠出願して、法的な保護を受けられるようにしておくべきです。

「B1」は新規性・創作非容易性のないデザイン賞。このケースはそれほど多くないと思いますが、法的な保護を得られないばかりか、場合によっては他社の権利侵害の可能性もあるため、要注意です。

図2 図1を美感および新規性・創作非容易性から細分化





銀：いや～こうして分類してみたら、デザイン賞と意匠制度の関係は、かなり微妙っっちゃうか、複雑でんな。

ウ：前号でも、「デザイン賞……受賞するバカ、しないバカ、受賞しただけのバカ」の話がありましたな。

高：「デザイン3バカ」は、私自身の失敗の経験から生まれた自戒の言葉なんだが、今回の分類にも当てはまるよ。どれか分かるかい？

銀：え～っと、「デザイン賞、受賞するバカ」ちゅうんは……意匠出願(登録)できそうやのに、デザイン賞だけで終わってしまうパターンやから……「B2」やな！

高：せっかくデザインした製品なのに法的な保護が受けられないケースだね。知的財産管理技能検定3級レベルの知識があれば、気がつくんだが……。

ウ：「受賞しないバカ」は、意匠はバッチリ出願(登録)できてて、しかも美感を起こさせるデザインやのに、エントリー(受賞)せえへんパターンは……「A2」でんな！

高：ブランディングやプロモーションにつながる可能性があるのもったいない話だね。デザイナーの活用が進めば、解決できるんだが……。

銀：最後の「デザイン賞……受賞しただけのバカ」は、MPDP全部そろえなアカンのに、デザイン賞だけで満足してしまうパターンやから……「B1」と「B2」両方や。

高：「特許3バカ」における「特許を取っただけのバカ」と同じだね。必要条件ではあるが十分条件ではない。

ウ：ところで社長はん、そもそもこんな微妙な関係になったんはどこに原因があるんの？

高：問題は2つあると思う。まずは、審査基準の違い。グッドデザイン賞は「良いデザインであるか?」「優れたデザインであるか?」「未来を拓くデザインであるか?」の3つが審査の基準となっている。

銀：意匠法上の意匠は「視覚を通じて美感を起こさせる

もの」である必要がありましたな。

ウ：「美感を起こさせるもの」と、グッドデザイン賞の審査基準の「良いデザイン」「優れたデザイン」とは整合性があるのかな？ 他のデザイン賞もそれぞれ独自の基準があるはずだけど？

高：実は、意匠に求められる「美感」は、「機能美」というように広く解釈されていて、必ずしも美術品のような高尚な美を要求されてはいないんだ。

銀：そうか、審美性の評価基準の違いが原因やったんか！

高：そして2番目の問題は、意匠・デザインにおける新規性と創作非容易性の判断なんだ。

ウ：特許庁は世界中の意匠を調査して、登録の可否を決定しますわな。

銀：グッドデザイン賞の場合は、一般社団法人日本デザイン保護協会などにも依頼して、受賞候補の新規性などを調査してまん。

高：しかし日本だけでなく世界各国の先行意匠調査を行うのは、費用と手間もかかり実際は不可能だね。そもそも、それが必要かどうかという議論もあるだろう。

ウ：ドイツのiF design awardの場合は、日本からの受賞候補については日本事務所で調査してはるんちゃうかな。

銀：ちゅうことは、デザイン賞の場合は、イベント主催国と製品をデザインした国の2カ国について、新規性と創作非容易性の判断を行うっちゃうことですか？

高：それはまた詳しく調べてみよう。例に出てきた2つのデザイン賞の場合、仮に意匠権等の侵害が発見されたら、受賞は取り消されるのだが、いずれにしてもここに2番目の問題がありそうだね。これら2つの問題は他のデザイン賞にも共通してくるケースが多いと思うよ。

ウ・銀：やっぱりウチらはデザイン賞と意匠登録の両方を満足する「C」を狙ってゆきまひよな～。(^^)